

# 関税法基本通達

## 第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付

### 第1節 通 則

(関税についての特別の規定の意義)

3—1 法第3条ただし書《条約による特別規定》に規定する「関税についての特別の規定」とは、関税の税率のほか関税の軽減、免除又は払戻しその他関税の賦課及び徴収に関する国内法の規定に対する特別の規定をいう。

(条約に基づく税率の適用)

3—2 法第3条ただし書に規定する条約に規定された税率の適用については、次による。

(1) 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(平成6年条約第15号)(以下WTO協定という。)附属書一Aの1994年の関税及び貿易に関する一般協定(以下「1994年ガット」という。)のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第38表の日本国の譲許表に掲げられている税率(以下「協定税率」という。)は、定率法の別表の税率及び暫定法の規定に基づく税率(以下「国定税率」という。)より低い場合に適用される。なお、この場合の協定税率については、1994年ガットのマラケシュ議定書に附属する譲許表の第38表の日本国の譲許表に定める上限の税率が適用される。1994年ガット以外の条約(下記(2)に規定する経済連携協定を除く。)により相手国に対して関税上の最恵国待遇を与えることが規定されている場合には、その相手国に対しても同様である。

(2) 経済連携協定(暫定法第7条の7に規定する経済連携協定をいう。以下同じ。)における関税についての特別の規定による便益による税率(以下「EPA税率」という。)は、国定税率又は協定税率のいずれよりも低い場合に適用される。

(協定税率を適用する国)

3—3 法第3条ただし書の規定に基づき、協定税率を適用する国は、次表の協定税率の欄のとおりである。

我が国の税率適用状況表

国(地域)名	国定税率	協定税率	便益税率
(アジア州)			
大韓民国		○	
北朝鮮	○		
中華人民共和国		○	
台湾		○	
モンゴル		○	

国(地域)名	国定税率	協定税率	便益税率
香港		○	
ベトナム		○	
タイ		○	
シンガポール		○	
マレーシア		○	
ブルネイ		○	

国（地域）名	国定税率	協定税率	便益税率
フィリピン		○	
インドネシア		○	
カンボジア		○	
ラオス		○	
ミャンマー		○	
インド		○	
パキスタン		○	
スリランカ		○	
モルディブ		○	
バンラデシュ		○	
東ティモール		○	
マカオ		○	
アフガニスタン		○	
ネパール		○	
ブータン			○
イラン			○
イラク			○
バーレーン		○	
サウジアラビア		○	
クウェート		○	
カタール		○	
オマーン		○	
イスラエル		○	
ヨルダン		○	
シリア			○
レバノン			○
アラブ首長国連邦		○	
イエメン		○	
アゼルバイジャン※		○	
アルメニア		○	
ウズベキスタン※		○	
カザフスタン		○	
キルギス		○	
タジキスタン		○	
トルクメニスタン※		○	
ジョージア		○	
ヨルダン川西岸及びガザ (ヨーロッパ州)		○	
アイスランド		○	
ノルウェー		○	
スウェーデン		○	

国（地域）名	国定税率	協定税率	便益税率
デンマーク		○	
フェロー諸島(丁)		○	
英国		○	
アイルランド		○	
オランダ		○	
ベルギー		○	
ルクセンブルク		○	
フランス		○	
モナコ		○	
アンドラ	○		
ドイツ		○	
スイス		○	
リヒテンシュタイン		○	
アゼレス(葡)		○	
ポルトガル		○	
スペイン		○	
ジブラルタル(英)		○	
イタリア		○	
バチカン			○
マルタ		○	
フィンランド		○	
ポーランド		○	
ロシア	○		
オーストリア		○	
ハンガリー		○	
セルビア共和国※		○	
アルバニア		○	
ギリシャ		○	
ルーマニア		○	
ブルガリア		○	
キプロス		○	
トルコ		○	
エストニア		○	
ラトビア		○	
リトアニア		○	
ウクライナ		○	
ベラルーシ※		○	
モルドバ		○	
クロアチア		○	
スロベニア		○	
ボスニア・ヘルツェゴビナ※		○	

国（地域）名	国定税率	協定税率	便益税率
北マケドニア		○	
チェコ		○	
スロバキア		○	
モンテネグロ		○	
コソボ共和国※		○	
(北アメリカ州)			
グリーンランド(丁)		○	
カナダ		○	
サンピエール及びミクロン(仏)		○	
アメリカ合衆国		○	
メキシコ		○	
グアテマラ		○	
ホンジュラス		○	
ベリーズ		○	
エルサルバドル		○	
ニカラグア		○	
コスタリカ		○	
パナマ		○	
バーミユダ(英)		○	
バハマ			○
ジャマイカ		○	
タークス及びカイコス諸島(英)		○	
バルバドス		○	
トリニダード・トバゴ		○	
キューバ		○	
ハイチ		○	
ドミニカ共和国		○	
プエルトリコ(米)		○	
米領バージン諸島		○	
蘭領アンティール		○	
仏領西インド諸島		○	
ケイマン諸島(英)		○	
グレナダ		○	
セントルシア		○	
アンティグア・バーブーダ		○	
英領バージン諸島		○	
ドミニカ		○	
モントセラト(英)		○	
セントクリストファー・ネービス		○	
セントビンセント		○	
英領アンギラ		○	

国（地域）名	国定税率	協定税率	便益税率
サン・バルテルミー島(仏)		○	
(南アメリカ州)			
コロンビア		○	
ベネズエラ		○	
ガイアナ		○	
スリナム		○	
仏領ギアナ		○	
エクアドル		○	
ペルー		○	
ボリビア		○	
チリ		○	
ブラジル		○	
パラグアイ		○	
ウルグアイ		○	
アルゼンチン		○	
フークランド諸島及びその附属諸島(英)		○	
英領南極地域		○	
(アフリカ州)			
モロッコ		○	
セウタ及びメリリア(西)		○	
アルジェリア			○
チュニジア		○	
リビア			○
エジプト		○	
スーダン			○
西サハラ		○	
モーリタニア		○	
セネガル		○	
ガンビア		○	
ギニア・ビサウ		○	
ギニア		○	
シエラレオネ		○	
リベリア		○	
コートジボワール		○	
ガーナ		○	
トーゴ		○	
ベナン		○	
マリ		○	
ブルキナファソ		○	
カーボベルデ		○	
カナリー諸島(西)		○	

国（地域）名	国定税率	協定税率	便益税率
ナイジェリア		○	
ニジェール		○	
ルワンダ		○	
カメルーン		○	
チャド		○	
中央アフリカ		○	
赤道ギニア	○		
ガボン		○	
コンゴ共和国		○	
コンゴ民主共和国		○	
ブルンジ		○	
アンゴラ		○	
サントメ・プリンシペ			○
セントヘレナ及びその附属諸島（英）		○	
エチオピア			○
ジブチ		○	
ソマリア			○
ケニア		○	
ウガンダ		○	
タンザニア		○	
セーシェル		○	
モザンビーク		○	
マダガスカル		○	
モーリシャス		○	
レユニオン（仏）		○	
ジンバブエ		○	
ナミビア		○	
南アフリカ共和国		○	
レソト		○	
マラウイ		○	
ザンビア		○	
ボツワナ		○	
エスワティニ		○	
英領インド洋地域		○	
コモロ		○	
エリトリア	○		
南スーダン	○		
(大洋州)			
オーストラリア		○	
パプアニューギニア		○	
その他のオーストラリア領		○	

国（地域）名	国定税率	協定税率	便益税率
ニュージーランド		○	
クック		○	
トケラウ諸島（ニュージーランド）		○	
ニウエ		○	
サモア		○	
バヌアツ		○	
フィジー		○	
ソロモン		○	
トンガ		○	
キリバス		○	
ピットケルン（英）		○	
ナウル			○
ニューカレドニア（仏）		○	
仏領ポリネシア		○	
グアム（米）		○	
米領サモア		○	
米領オセアニア		○	
ツバル		○	
マーシャル		○	
ミクロネシア		○	
北マリアナ諸島（米）		○	
パラオ		○	

(注 1) 国名末尾に※印の付されている国は、1994 年のガット以外の条約の規定（最恵国約款）により協定税率を適用する国を示す。

(注 2) 本表に記載されている国（地域）であって、外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）の別紙第 1「統計国名符号表」の国名欄に記載されている国に該当するものについては、当該「統計国名符号表」の備考欄に記載されている事項を、本表に記載されている国（地域）に、それぞれ準用するものとする。

（特殊な場合における協定税率の適用）

3—4 次に掲げる場合における協定税率の適用については、それぞれ次による。

- (1) 法第 4 条第 1 項第 2 号に係る同項ただし書の規定の適用を受ける貨物を輸入する場合 その貨物の輸入の際までに後記 68—3—7 に規定する方法によりその原料の原産地が認定できるものに限り、協定税率を適用する。
- (2) 法第 45 条第 1 項（第 62 条、第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）、第 61 条第 5 項（第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）、第 62 条の 6 第 1 項、第 65 条第 1 項、第 97 条第 3 項、第 118 条第 5 項、第 118 条第 6 項又は第 134 条第 4 項から第 6 項までの規定により関税を徴収する場合 それぞれの規定による関税の徴収の際までに後記 68—3—7 に規定する方法によりその原産地の認定ができるものに限り、協定税率を適用する。
- (3) 収容又は留置された貨物の公売又は売却の場合 その貨物の公売又は売却の際までに後記 68—3—7 に規定する方法によりその原産地の認定ができるものに限り、協定税率を適用する。
- (4) 輸入郵便物が公売又は売却される場合 後記 68—3—7 に規定する方法のほか、当該郵便物の差出人の住所、発送国において国際郵便業務を行っている事業者等のスタンプ等によりその原産地が認定できるときは、協定税率を適用する。
- (5) 本邦産品（保税工場又は総合保税地域で外国貨物を原料として製造した貨物のうち、本邦産品と認められるものを含む。ただし、その貨物が法第 4 条第 1 項第 2 号に係る同項ただし書の規定の適用を受けるものである場合を除く。）が輸入される場合 その輸入申告の際に本邦産品であることが明らかであるものに限り、便宜、協定税率を適用する。

（課税物件の確定に関する用語の意義）

4—1 法第 4 条第 1 項第 1 号《保税蔵置場又は総合保税地域に置かれた外国貨物の課税物件の確定の時期》及び同項第 2 号《保税作業による製品である外国貨物の課税物件の確定の時期》に規定する課税物件の確定に関する用語の意義は、それぞれ次による。

- (1) 「保税蔵置場又は総合保税地域に置かれた外国貨物」とは、法第 43 条の 3 第 1 項《保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認》の税関長の承認（以下

「蔵入承認」という。)又は法第 62 条の 10《総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認》の税関長の承認(以下「総保入承認」という。)を受けて現に保税蔵置場又は総合保税地域(以下この項及び次項において「保税蔵置場等」という。)に置かれている外国貨物のほか、現在保税蔵置場等以外の場所に置かれているものであつてもかつて蔵入承認又は総保入承認を受けて保税蔵置場等に置かれたことのある外国貨物を含む。

- (2) 「保税作業による製品である外国貨物」とは、法第 56 条第 1 項《保税工場の許可》に規定する保税作業の主産物又は副産物としてできた外国貨物を行い、現に置かれている場所を問わない。ただし、これらの外国貨物が外国に積み戻された後、再び本邦に輸入される場合を除く。(なお、この場合には、定率法第 14 条の 2 第 1 号《再輸入減税》の規定による関税の軽減の対象になるので、留意する。)

(保税蔵置場等に置かれた外国貨物の課税物件の確定等の取扱い)

4—2 保税蔵置場等に置かれた外国貨物についての課税物件の確定等の取扱いは、次による。

- (1) 輸入申告又は輸入の許可の時までに貨物の変質又は損傷があつた場合定率法第 4 条の 5《変質又は損傷に係る輸入貨物の課税価格の決定》又は同法第 10 条第 1 項《変質又は損傷による減税》の規定の適用があるので、留意する。
- (2) 輸入申告の際における貨物の数量、価格等と後記 43 の 3—2 (外国貨物を置くことの承認の申請手続) の (1) の規定により交付された承認書(後記 62 の 15—2 (その他の規定の準用) において準用する場合を含む。以下この号において「蔵入承認書等」という。)記載の貨物の数量、価格等とに差異がある場合において、その差異が蔵入承認又は総保入承認の際における価格の計算の誤り又は税関における審査の際に誤認に基づくものであると明らかに認められる場合 蔵入承認書等を是正のうえ輸入申告の時の数量、価格等により輸入申告をさせる。
- (3) 蔵入承認又は総保入承認の時における貨物の数量と輸入申告時における貨物の数量との差異が、単なる計量誤差又は蔵置中の自然欠減に基づくものである場合 令第 2 条《課税物件の確定の時期の特例を適用する貨物》に規定する貨物を除き、蔵入承認又は総保入承認の時の数量、価格等により輸入申告を行わせる。
- (4) 貨物の一部が亡失し、又は滅却された場合 蔵入承認又は総保入承認の時の貨物の数量、価格等からその亡失又は滅却分を控除した貨物の数量、価格等により輸入申告を行わせ、その控除した貨物の数量について法第 45 条第 1 項の規定による関税徴収の要否を決定する。

(原料課税の場合の価額あん分方式による課税標準の計算)

4—3 法第 4 条第 1 項第 2 号《保税作業による製品である外国貨物の課税物件

の確定の時期》に係る同項ただし書の規定の適用を受ける場合の令第2条の2第2号《価額あん分方式》の規定による価額あん分方式による課税標準の計算方式については、次による。

- (1) 同号に規定する「2種類以上の保税製品が製造される場合」とは、原料品に含まれる異なる成分から2種類以上の製品が製造される場合（例えば、とうもろこしからコーンスターチ、グルテンミール及びコーンオイル等が製造される場合）のほか、同一成分の原料品からの製造過程において異なる組成を有する2種類以上の製品が製造される場合（例えば、ナフタリンから無水フタル酸及びマレイン酸等が製造される場合）及び原料品中の品質的特性が異なる構成部分から2種類以上の製品が製造される場合（例えば、兎の毛皮からゼロックス用毛皮が製造される場合）をいい、同一原料品から製造される製品が品質的に同じであって、単に等級が異なる場合を含まない。
- (2) 同号にいう「当該保税製品又はこれと同種の貨物が本邦において通常の卸取引の量及び方法により販売される価格」とは、卸売市場価格（各保税製品が2以上の流通段階を経由する場合には、同一流通段階の価格）をいい、当該保税製品又は同種の貨物の全部又は一部の卸売市場価格が判明しない場合には工場販売価格をいうものとする。

なお、これらの価格は、包装費を含まない価格とし、あん分価格を算出すべき保税製品が中間製品であって販売されていない場合には、その中間製品を使ってできた製品又はこれと同種の製品の卸取引価格から加工等の費用を控除してあん分価額を算出する。

保税製品の価格は、原則として保税製品の輸入申告の日（保税作業において製造された保税製品が、2以上の異なる日に分割して輸入申告される場合には、最初の輸入申告の日）の価格によるものとする。ただし、価格変動が小さく、かつ、常時行われている保税作業に係る保税製品にあっては、一定期間（例えば、1ヵ月）の平均価格によって差し支えない。

（保税作業によりできる副産物の取扱い）

4—4 保税工場又は総合保税地域における法第56条第1項《保税工場の許可》に規定する保税作業によりできる副産物については、以下の点に留意する。

- (1) 主産物の積戻し又は輸入のいかんにかかわらず、法第4条第1項第2号《保税作業による製品である外国貨物の課税物件の確定の時期》に係る同項ただし書の規定の適用をうけることとなる。なお、課税上問題がないと認められるさ細な副産物についての引き取りは、後記61の3—2による。
- (2) さ細な副産物として取り扱うかどうかは、主産物に対する価格比及びそれ自体の経済価値により決定するものとする。

（「課税標準となるべき価格」の意義）

4—5 法第4条第1項第6号に規定する「課税標準となるべき価格」とは、法第13条の4により準用する国税通則法第118条第1項（(国税の課税標準の端

数計算等))の規定により、千円未満の端数に係る金額を切り捨てた後の価格をいうので留意する。

(寄贈物品の意義等)

4—6 令第2条第5項第1号に規定する「寄贈物品」の意義等については、次による。

(1) 「寄贈物品」とは、有形、無形の対価を伴わずに無償で譲渡される物品をいい、寄贈者及び受贈者が個人であるか法人であるかを問わない。

なお、以下のいずれかに該当する郵便物は、原則として寄贈物品には該当しないものとする。

イ 郵便物の税関告知書に寄贈物品 (Gift) の表示がなく、かつ、仕入書等の取引に伴う書類が貼付又は内包されているもの

ロ 郵便物の税関告知書に商業用である旨 (Merchandise) の表示があるもの (仕入書等の取引に伴う書類が当該郵便物に貼付又は内包されているか否かを問わない。)

(2) 寄贈物品であることの確認は、後記76—4—2の(2)による名あて人への連絡又は76—4—4による到着通知書に対する名あて人からの申出に基づき行うこととし、当該申出は口頭によることとして差し支えない。

名あて人から寄贈物品である旨の申出があった場合には、上記(1)により寄贈物品に該当するか否かを判断することとし、上記(1)のイ又はロに該当する郵便物以外の郵便物について名あて人から申出があった場合であって、当該申出に疑義がある場合 (例えば、税関告知書には寄贈物品 (Gift) の表示があるが仕入書等の取引に伴う書類が郵便物に貼付又は内包されている場合や、名あて人が過去に類似の物品を輸入したことがあり、納税申告を行った実績がある等) には、名あて人から郵便物が寄贈物品である旨を記載した任意の書面を提出させることにより認定を行うこととする。

(「名あて人において課税価格を把握し、又は定率法別表の適用上の所属区分を判断することが困難」の意義等)

4—7 令第2条第5項第2号に規定する「名あて人において課税価格を把握し、又は定率法別表の適用上の所属区分を判断することが困難」の意義等については、次による。

なお、下記(1)のイ又はロのいずれかに該当する場合であっても、税関において課税価格又は税率の決定をするため必要な範囲で、参考価格や商品説明に関する参考資料を名あて人から求めることを妨げるものではない。

(1) 「名あて人において課税価格を把握し、又は定率法別表の適用上の所属区分を判断することが困難」とは、次のいずれかの事情があることから、申告が困難であると認められる場合とする。

イ 名あて人が、郵便物の価格を証する資料 (類似品や商品カタログ等の参考資料ではなく、当該郵便物の価格についての資料をいう。) を現に有



しておらず、かつ、入手することが困難な場合

ロ 名あて人が、郵便物の所属区分（後記 67—4—17 に規定する関税率表の適用上の所属区分及び統計品目表の適用上の所属区分をいう。）を特定する資料を現に有しておらず、かつ、入手することが困難な場合

(2) 上記(1)のイ又はロのいずれかに該当することの確認方法等については、前記 4—6 の(2)に準ずる。

（適用法令に関する用語の意義）

5—1 法第 5 条第 2 号《保税蔵置場又は総合保税地域に置かれた外国貨物等の適用法令》に規定する「保税蔵置場若しくは総合保税地域に置かれた外国貨物」の意義は、前記 4—1（課税物件の確定に関する用語の意義）の(1)に規定するところに従う。

（納税義務者に関する用語の意義）

6—1 法第 6 条に規定する納税義務者に関する用語の意義は、それぞれ次による。

(1) 「貨物を輸入する者」とは、輸入取引（定率法第 4 条第 1 項に規定する輸入取引をいう。後記 67—3—3 の 2 において同じ。）により輸入される貨物については、原則として仕入書（又は船荷証券）に記載されている荷受人（輸入申告者の資格が限定されている場合（関税定率法施行令（昭和 29 年政令第 155 号）第 7 条第 2 項、第 16 条の 2 第 2 項、関税暫定措置法施行令（昭和 35 年政令第 69 号）第 33 条の 5 第 2 項等）においては、その該当者（以下「限定申告者」という。））をいい、貨物が輸入の許可前に保税地域等において転売されたような場合には、その転得者をいう（以下これらの者を「輸入者」という。）。

(2) 「別段の規定」とは、貨物を輸入する者以外の者が関税を納める義務を負うとする旨の規定（法第 13 条の 3、第 23 条第 6 項、定率法第 13 条第 7 項、第 15 条第 2 項、暫定法第 9 条の 2 第 7 項）をいう。

（申告納税方式に関する用語の意義）

6 の 2—1 法第 6 条の 2 第 1 項第 1 号《申告納税方式》に規定する申告納税方式に関する用語の意義は、それぞれ次による。

(1) 「申告に係る税額の計算が関税に関する法律の規定に従っていないかつた場合」とは、関税の課税標準の計算、税率の適用、適用法令等について法律の規定に従わないで税額の計算が行われていた場合をいう。

(2) 「その他当該税額が税関長の調査したところと異なる場合」とは、申告に係る税額の計算は法律の規定に従っているが、その税額が税関長の調査したところと異なる場合をいい、例えば、次のような場合がこれに当たる。

イ 保税蔵置場又は総合保税地域に置かれた外国貨物について、輸入（納税）申告（輸入申告及び輸入申告に併せて行う納税申告（法第 7 条第 1 項

《申告》に規定する申告をいう。以下同じ。) がなされた後、輸入の許可又は法第 73 条第 1 項《輸入の許可前における貨物の引取り》の規定による税関長の承認 (以下「輸入許可前引取りの承認」という。) までの間に適用法令の改正があつたため、その納付すべき税額が、申告に係る税額と異なることとなつた場合

ロ 輸入 (納税) 申告がなされた後、輸入の許可又は輸入許可前引取りの承認までの間に輸入貨物に変質し、又は損傷したため、その納付すべき税額が申告に係る税額と異なることとなつた場合

(賦課課税方式に関する用語の意義)

6 の 2—2 法第 6 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する賦課課税方式に関する用語の意義は、それぞれ次による。

(1) 同号ロに規定する「課税標準となるべき価格」の意義については、前期 4—5 による。

(2) 同号ニに規定する「一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている関税」とは、次のような関税をいう。

イ 定率法その他関税に関する法律の規定により条件付で関税が軽減又は免除された貨物の用途外使用等により徴収する関税 (定率法第 13 条第 7 項、自家用自動車特例法第 4 条第 1 項から第 3 項まで等)

ロ 保税運送貨物が指定期間内に運送先に到着しなかつたため徴収する関税及び船用品又は機用品が指定期間内に積み込まれなかつたため徴収する関税 (法第 65 条第 1 項及び第 23 条第 6 項)

ハ 保税蔵置場等に置かれた貨物が亡失し又は滅却されたため徴収する関税、保税作業等のため保税地域外に出された貨物が指定期間を過ぎてもその出された場所にあるため徴収する関税、保税展示場に入れられた貨物が許可期間の満了等の後も搬出その他の措置がされないため徴収する関税、交付前郵便物 (法第 76 条第 2 第 1 項に規定する交付前郵便物をいう。後記 76 の 2—4—1、76 の 2—4—3 及び 76 の 2—4—4 において同じ。) が亡失し又は滅却されたため徴収する関税 (法第 45 条第 1 項 (第 36 条、第 41 条の 3、第 61 条の 4、第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。)、第 61 条第 5 項 (第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。)) 第 62 条の 5、第 62 条の 6 第 1 項及び第 76 条の 2 第 1 項)

ニ 収容公売貨物の代金その他の外国貨物の換価代金から徴収する関税及び領置物件又は差押物件の返還を受ける者等から徴収する関税 (法第 85 条第 1 項 (第 88 条において準用する場合を含む。))、第 97 条第 3 項及び第 134 条第 4 項から第 6 項まで)

ホ 犯罪貨物等を没収しない場合にその所有者等から徴収する関税 (法第 118 条第 5 項及び第 6 項)

(3) 同号ホに規定する「関税に関する法律の規定により税額の確定が賦課課

税方式によるものとされている関税」とは、次に掲げる関税をいう。

イ 地位協定特例法第 12 条第 1 項の規定の適用又は準用を受ける物品に対する関税（同条第 2 項及び国連軍協定特例法第 4 条）

ロ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例法に関する法律第 4 条第 1 項本文の規定の適用を受ける資材等又は製品等に対する関税（同条第 3 項）

(4) 令第 3 条第 2 項第 3 号にいう「外国貨物として使用しないこととなつたもの」とは、船舶若しくは航空機において使用しなくなったこと等の理由により国内に引き取られる船用品若しくは機用品（以下「不用船（機）用品」という。）又は船舶若しくは航空機の資格内変の際に残存する船用品若しくは機用品（以下「残存船（機）用品」という。）をいう。

（特殊な貨物についての税額の確定の方式）

6 の 2—3 自家用自動車特例法第 4 条第 3 項《一時輸入自動車等に係る輸入税の徴収》の規定により、保証団体から条約の規定に従つて徴収する関税については、賦課課税方式によつて納付すべき関税が確定するものとする。